

「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)

施策番号 134 番	
具体的施策	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	前段について、平成 22 年度中に実施します。 これを踏まえて、後段について、必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁総務課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・平成 22 年度前半に、主な法律の平成 21 年度(消費者庁発足以後)の執行状況の点検・評価を行う。 ・平成 21 年度の点検・評価を踏まえた必要な改善を行う。 〔参考指標〕 平成 21 年度の政策評価の実施状況、平成 23 年度に向けた体制整備状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 8 月に、「消費者庁政策評価基本計画」(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定)及び「平成 21 年度消費者庁政策評価実施計画」(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定)に基づき、平成 21 年度の消費者庁の政策評価を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 21 年度の消費者庁の政策評価について、「消費者庁政策評価基本計画」(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定)及び「平成 21 年度消費者庁政策評価実施計画」(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定)に基づき、平成 22 年 8 月に実施し政策評価書を公表することができた。 ・また、この政策評価を踏まえ、消費者庁が所管する法律の厳正な執行の在り方、消費者安全法等の趣旨等を踏まえた消費者事故被害の防止に関して、事務執行体制の拡充等に取り組むこととして、予算要求、機構・定員要求につなげたところであり、消費者行政に係る体制の更なる整備等に有効に結び付けることができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 (政策評価は、消費者庁設立後初めての実施であり、比較できる過去の実績がない。) 3. 上記以外の評価 ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」において、消費者の利益の保護の観点から、サービス付き高齢者住宅制度の登録要件及び登録事業者に対する行為規制等の基準の策定に際し、消費者庁が事前協議を受けるという改正法案を立案、第 177 回国会に提出した。 ・第 174 回国会に提出された「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」において、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、同法は消費者庁も共管すると整理し、国会審議に臨んだ。(参院可決、衆院継続審議) ・JAS 法の執行に関し、同法に基づく指示・公表(事業者名や違反事実の公表)の指針の運用について見直し、次のように改善した。また、JAS 法

	<p>を共管する農林水産省に対し同様の運用を行うことを要請し、農林水産省とともに、都道府県にも同様の運用をお願いする旨の通知を発出した。(平成 22 年 10 月)</p> <p>「指示・公表」でなく「指導」にとどめる条件について、従来の表示の是正に加えて、事実と異なる表示があった旨を事業者が速やかに消費者へ情報提供していることとする。(平成 23 年 1 月より運用開始)</p>
<p>今後の取組方針 (平成 23 年度を含む。)</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・消費者庁が所管している各法律については、引き続き厳正に執行するとともに、平成 22 年度の政策評価を通じて、平成 22 年度の執行状況の点検・評価を行う。</p> <p>・これらの点検・評価の結果を踏まえた上で、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行う。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 134 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 23 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。

平成22年度消費者庁政策評価書(平成23年9月29日公表)における消費者庁所管法の執行状況

法令名	取組名	実績値		備考
		平成21年度	平成22年度	
消費者安全法	消費者安全法第13条に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ	-	6月及び翌年2月に公表	(該当する消費者基本計画施策)5番 (評価)消費者安全法では消費者事故等の情報を消費者庁にて集約・分析し、必要あれば消費者への注意喚起を行うことが規定されている。今後、消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者庁が収集する情報を一層拡充させるとともに、消費者事故等の情報の集約・分析に当たって、消費者事故等の情報を効率的に処理できる仕組みや効果的な分析のための手法の開発等により分析の質を高めていく。
	目標	適時適切に報告を行う。		
家庭用品品質表示法	家庭用品品質表示法に基づく執行	7件	6件	(該当する消費者基本計画施策)82番 (評価)家庭用品品質表示に係る事業については、一部の業務を請負契約により運営しているが、契約に当たり、いずれも各事業者の適正を考慮した上で一般競争入札による価格競争を前提とし、より少ないコストでの事業運営を目指した。
	目標	家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処するとともに、規制等の適宜見直しを行う。		
特定商取引法	特定商取引法の厳正な執行	48件	53件	(該当する消費者基本計画施策)41番 (評価)訪問販売など消費者トラブルの多い特定の取引については、特定商取引法において、事業者の行為に対する一定の規制やトラブルが生じた場合の民事ルール(クーリング・オフなど)が定められている。これらの特定の取引における消費者利益の保護を図るためには、消費者トラブルの実態を踏まえ、悪質事業者に対して特定商取引法に基づく行政処分などを厳正に行うことが必要。違反事案が巧妙化・複雑化している中で、経済産業局との密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用し、平成22年度は、平成21年度よりも多い153件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。また、ISPや金融庁への通報も着実に進んでいる。今後は、引き続き、厳正な執行を行うとともに、都道府県における法執行が強化されるよう各種施策を充実するとともに、都道府県との連携に努める。また、違反事案が巧妙化・複雑化している中、国が担うすべての案件(消費者庁及び各経済産業局が担う案件)を消費者庁が統括しており、消費者庁の一層の体制強化を行うことが必要である。
	目標	-	-	
景品表示法	景品表示法被疑事案処理・行政処分	12件	20件	(該当する消費者基本計画施策)80番 (評価)消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当な表示に対して、景品表示法に基づいて厳正に対処することは必要不可欠である。措置命令を行った案件の処理期間については、措置命令件数が前年度より増加している状況の下、平成22年度は平均149日間と前年度に比して長期化した。一方、前年度より多い120件の措置命令を行い、事件調査を担当する職員一人当たりの措置命令(消費者庁創設前においては排除命令)を行った件数は、平成21年度は0.4件であったのに対し、平成22年度は0.7件となっており、平成22年度においては、前年度に比して効率的な違反事件処理が行われた。よって、景品表示法の執行について、措置命令件数が増加している一方、事件調査を担当する職員一人当たりの措置命令件数も増加しており、厳正且つ効率的な執行が行われたといえる。さらに、食品表示に係る不当表示等、国民生活に広く影響のある、また、一般消費者の関心の高い分野において措置命令を行い、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。処理期間が長期化しているところ、今後は違反事件を処理するための体制整備等を含めた取組を行っていく。また、引き続き、景品表示法の普及・啓発、及び公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用の促進に係る取組を実施していく。
		平均処理期間		
	目標	景品表示法を厳正に運用する。		
特定電子メール法	特定電子メール法行政処分	6件	7件	(該当する消費者基本計画施策)154番 (評価)特定電子メール法について、いわゆる「迷惑メール」の送信等による電子メールの送受信上の支障を防止し、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図ることは、消費者利益確保の観点から、必要不可欠である。平成22年度には、7件の措置命令を行うなど厳正に対処しており、電子メールの利用に係る良好な環境の整備に資する厳正かつ有効な法執行が行われた。また、「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討を行い、今後は当WGの提言を踏まえた措置を講じていく。
	目標	特定電子メール法を厳正に運用する。		
JAS法 健康増進法 食品衛生法	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視	1回 要請547件	3回 要請430件	(該当する消費者基本計画施策)76、79番 (評価)食品の表示は、消費者が食品を選択する際の重要な判断材料であり、適正な表示がなされることが消費者利益の確保のために不可欠である。このため、消費者利益の擁護と増進を図るためには、JAS法、食品衛生法、健康増進法に関連する表示基準等を的確に企画・運用し、さらにはこれらの法令の違反行為に対して厳正に対処を行う必要がある。執行業務に当たっては、関係省庁や庁内関係部署との連絡調整を積極的に行い、効果的・効率的な執行を図った。また、食品表示連絡会議を開催するなどして、関係省庁との情報交換を行った。一方、複数の法令が適用される事案等もあることから、他機関・部署との連携を含め、これら執行業務を専門に指揮・監督する管理職クラスが必要である。
	JAS法に関する疑義情報の処理	88件	156件	
	目標	所管法令の厳正な執行。		

消費者庁の所管法令

「表示」に関する法律

- 不当景品類及び不当表示防止法〔全部が専管〕
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）（表示関係）〔一部が専管〕
- 食品衛生法（表示関係）〔一部が専管〕
- 健康増進法（表示関係）〔一部が専管〕
- 家庭用品品質表示法〔全部が専管〕
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律〔共管〕
- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律〔共管〕

「取引」に関する法律

- 特定商取引に関する法律〔共管〕
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律〔共管〕
- 特定商品等の預託等取引契約に関する法律〔全部が専管〕
- 貸金業法〔共管〕
- 割賦販売法〔共管〕
- 宅地建物取引業法〔共管〕
- 旅行業法〔共管〕

「安全」に関する法律

- 消費生活用製品安全法（重大事故報告・公表制度）〔一部が専管〕
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律〔共管〕
- 食品衛生法（再掲）
- 食品安全基本法（基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等）〔一部が専管〕
- 消費者安全法〔全部が専管〕

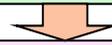
その他の法律

- 製造物責任法〔全部が専管〕
- 消費者契約法〔共管〕
- 公益通報者保護法〔全部が専管〕
- 個人情報保護に関する法律〔全部が専管〕
- 国民生活安定緊急措置法〔共管〕
- 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律〔共管〕
- 物価統制令〔共管〕
- 無限連鎖講の防止に関する法律〔全部が専管〕
- 消費者基本法〔全部が専管〕
- 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律〔共管〕
- 独立行政法人国民生活センター法〔全部が専管〕
- 金融商品の販売等に関する法律〔共管〕
- 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律〔共管〕

消費者庁の所管法令について

所管の対象 = 消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律(消費者に身近な法律)を所管。
(他の法律分野についても、「消費者安全法」による措置要求等に対応。)

所管の形態 = 行政組織の肥大化を招かぬよう、国の地方出先機関、都道府県を活用。
消費者庁の主導の下、効率的に法執行。二重行政を回避。



表示関係 (景表法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、品表法等 (ほか2法))

- ◎ 消費者庁が、表示基準を策定。これを遵守させるための命令は、消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施。
- ◎ 立入検査、行政指導は、公取、農水省、経産省、厚労省に行わせるが、必要な消費者庁への通知を義務づけ。
(必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査を実施。)

取引関係 (特定商取引法、特定電子メール法、預託法)

- ◎ 消費者庁が、消費者保護に係る規制の企画立案を担うとともに、自ら、立入検査、命令を行う。
- ◎ 特に、消費者トラブルの多い特定商取引法については、執行体制を経産省から消費者庁に移管し、地方の経済産業局を直接に消費者庁が指揮監督することにより、実質的に執行体制を一元化。

業法関係 (貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法)

- ◎ 消費者庁が、消費者保護に係る事業者の行為規制 (例：消費者への説明義務等) について、企画立案を担う。
- ◎ 消費者庁は、業所管大臣の行う処分に関し、協議を受け、必要な意見を述べる。意見を述べるため必要な立入検査は消費者庁が行う。二重行政を回避しつつ、消費者の目線を反映。

安全関係 (消費生活用製品安全法、有害物質含有家庭用品規制法、食品衛生法、食品安全基本法、消費者安全法)

- ◎ 安全基準の策定は、各省の専門性を活用し、消費者庁が協議を受けることで、消費者の目線を反映。
- ◎ 消費生活用製品安全法の重大事故報告制度は、消費者庁が所管し、迅速に事故情報を公表。
- ◎ 食品安全基本法に基づき、食品安全行政の基本方針を消費者庁が所管し、司令塔として機能。
- ◎ 消費者安全法に基づき消費者事故情報の収集・分析を行う。必要な場合には譲渡禁止・回収命令等の法的措置を行う。

その他関係 (製造物責任法、消費者契約法、公益通報者保護法等 (ほか9法))

- ◎ 消費者庁が企画立案を担うことにより、消費者利益の擁護及び増進を実効的に図る。

主な所管法律における消費者庁の関与

	法律名	(消費者庁 所管部分)	①	②	③	共管先	備考
			法律全体 が専管	法律の一 部が専管	法律の全 部又は一 部が共管		
表示 関係	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）		○				地方における執行体制の確保等のため公取委に調査権限を委任。
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）（JAS法）	(表示関係)		○		農林水産省	地方における執行体制の確保等のため農水省に権限。農水省はJAS規格を所管。
	食品衛生法（昭和22年法律第233号）	(表示関係)		○		厚生労働省	厚労省は、食品の製造等の企画・安全基準等を所管。
	健康増進法（平成14年法律第103号）	(表示関係)		○		厚生労働省	地方における執行体制の確保等のため厚労省に権限を委任。
	家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）		○				地方における執行体制の確保等のため経産省に権限を委任。
取引 関係	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）				○	経済産業省・事業所管省	地方における執行体制の確保等のため消費者庁長官は権限の一部を経済産業局長へ委任。経済産業局長は委任を受けた事務については消費者庁長官の指揮監督を受ける。
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）				○	総務省	事業者への措置命令については、総務大臣と消費者庁長官が共同で行う。
	特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号）		○				
	貸金業法（昭和58年法律第32号）				○	金融庁	消費者庁は金融庁が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。
	割賦販売法（昭和36年法律第159号）				○	経済産業省	消費者庁は経済産業省が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。
	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）				○	国土交通省	消費者庁は国土交通省が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。
	旅行業法（昭和27年法律第239号）				○	観光庁	消費者庁は観光庁が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。

主な所管法律における消費者庁の関与

	法律名	(消費者庁 所管部分)	①	②	③	共管先	備考	
			法律全体 が専管	法律の一 部が専管	法律の全 部又は一 部が共管			
安全関係	消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)	(重大事故報告・公表制度)		○		経済産業省	経産省は、製品の製造・販売規制等を所管。	
		(安全基準関係)			○	経済産業省	経産省の行う安全基準の策定について消費者庁は協議を受ける。	
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)				○	厚生労働省	厚労省の行う安全基準の策定について消費者庁は協議を受ける。	
	食品衛生法(昭和22年法律第233号)(再掲)	(安全基準関係)				○	厚生労働省	厚労省の行う安全基準の策定について消費者庁は協議を受ける。
	食品安全基本法(平成15年法律第48号)	(基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等)		○			食品安全委員会	食品安全委員会の組織関係のみ同委員会が所管。
	消費者安全法(平成21年法律第50号)		○					
その他	製造物責任法(平成6年法律第85号)		○					
	消費者契約法(平成12年法律第61号)				○	法務省		
	公益通報者保護法(平成16年法律第122号)		○					

改正高齢者の住まい法に基づく高齢者の住まいに関する制度の概要

- 高齢者住まい法に基づく高円賃、高専賃、高有賃制度は廃止し、下記のサービス付き高齢者住宅(仮称)制度を創設(老人福祉法に基づく有料老人ホームは存置。二階建ての制度となる。)

サービス付き高齢者住宅(仮称)の概要

一部税制優遇措置あり

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、国土交通省・厚生労働省共管の制度として創設(都道府県知事への登録制度)

《登録基準》

- ・ 住宅に関する基準
 - ①床面積(原則25㎡以上)
 - ②設備(洗面、便所の必置)
 - ③バリアフリー化等
- ・ サービスに関する基準
 - 高齢者支援サービスを提供すること(うち安否確認、生活相談は必須)

《登録事業者の義務》

- ・ 入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の重要事項説明)
- ・ 賃貸借方式(利用権方式の場合、居住の安定が図られた契約内容であること(事業者側の正当事由なき契約解除の禁止等))
- ・ 前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

《指導監督》 住宅の管理に関する報告徴収、基準適合指示

- ・ 住宅管理や生活支援サービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・改善命令等)
- ・ 地方公共団体における福祉部局・住宅部局の連携

《税制優遇》

- ・ いわゆる利用権方式を除く「賃貸住宅」(賃貸借契約に拠るもの)方式のもの。

新しい高齢者向け住宅制度のイメージ

サービス付き高齢者住宅制度(仮称)
(任意の登録制度)

都道府県知事の登録

一部税制優遇措置あり

うち安否確認・生活相談を行っているもの

有料老人ホーム
(老人福祉法)

高齢者の居住する
一般の賃貸住宅

税制優遇措置なし

消費者庁の関与について

高齢者住まい法においては、サービス付き高齢者住宅(仮称)の登録、及びそれに関連する執行については、都道府県知事の権限となっており、国が直接の権限行使をする形にはなっていない。

一般民事ルール等を除き、実際の執行権限を有しない法律については、原則として消費者庁は所管していない。

高齢者住まい法についても消費者庁が所管(共管)する特段の理由はない

高齢者住まい法は消費者(=入居者)の利益の保護を図る側面も有しており、消費者庁としても一定の関与を行うことが適切

企画立案に係る消費者庁の関与の類型

関与の度合い	法律の例	内容
消費者庁が基準を独自に策定	○景品表示法	表示基準
消費者庁が基準を策定し共管省庁へ協議	○JAS法 ○食品衛生法(表示) ○健康増進法	表示基準
消費者庁と共管省庁が共同で基準を策定	○割賦販売法 ○貸金業法 ○宅地建物取引業法 ○旅行業法 ○住宅品質確保法	いわゆる業法等の事業者に対する行為規制等
共管省庁が基準を策定し消費者庁へ協議	○消費生活用製品安全法 ○有害物質含有家庭用品規制法 ○食品衛生法(安全)	安全基準
所管省庁が基準を策定し消費者庁に協議(新規)	○高齢者の居住の安定確保に関する法律	登録基準・行為規制

高

↑

専管又は共管

↓

低

所管せず

高齢者住まい法改正法案におけるサービス付き高齢者住宅に係る国の権限

- サービス付き高齢者住宅の登録基準の策定
- 登録事業者に対する行為規制

消費者庁が所管する法律ではないが、消費者(=入居者)利益の保護の観点から、共管法律の安全基準に準じた関与を行うことが適当。

国土交通省が、本法律に基づき、サービス付き高齢者住宅制度の登録要件及び登録事業者に対する行為規制等の基準を策定するに際し、**消費者庁は事前に協議を受ける**(法定協議)